

平成 29～30 年度 厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）
「障害児支援のサービスの質を向上させるための第三者評価方法の開発に関する研究」
分担研究報告書

障害児に関わるサービス評価の内容分析と評価項目の検討

研究分担者	小澤 温	(筑波大学・人間系 教授)
研究協力者	大塚 栄子	(千葉県リハビリテーションセンター 作業療法士)
	加藤 翼	(新宿区立子ども総合センター 理学療法士)
	関 剛規	(国立障害者リハビリテーションセンター 教官)
	中澤 若菜	(神奈川リハビリテーション病院 社会福祉士)
	庭野 ますみ	(東京都立北療育医療センター 理学療法士)
	平田 真基	(NPO 法人 ほっとプラス 事務局長)
	山本 智美	(さいたま市社会福祉事業団 作業療法士)

【研究要旨】

本研究の目的は、障害児支援サービスの第三者評価に関わる既存の文献・資料の検討と整理、その中における障害児支援サービスの第三者評価項目の内容と特徴の整理をふまえて、障害児支援サービスの実態に即した外部評価項目の基礎資料を作成することを目的とした。

平成 29 年度は、障害児支援サービスとして、放課後等デイサービスと（福祉型）障害児入所施設を対象として、第三者評価項目の検討を行った。その結果、障害児支援サービスの第三者評価に関わる文献・資料の検討では、既存の第三者評価項目ごとの評価に対しての評価基準は出来てきても課題があることが示された。これらの課題をふまえて作成した放課後等デイサービスおよび（福祉型）障害児入所施設外部評価の項目では、①子どもを主体とした理念・方針、②日常的な生活（生活支援）、③人・社会との関わり（地域支援）④家族との関わり（家族支援）から構成することの必要性を提案した。

平成 30 年度は、国内と海外の第三者評価資料を参考に、利用者視点による外部評価項目の基礎資料案を作成した。その後、作成した外部評価項目案をもとに障害児支援の事業所の関係者に対して面接調査を実施し、組織マネジメントの視点から子ども視点への気づきについてはナラティブ分析、事業所種別については事例-コード・マトリックス法で分析した。また、子どもの権利条約と障害者権利条約と外部評価の基礎資料案との突合作業を行い、医療、福祉、教育現場の専門職に対してエキスパートレビューを実施し項目案の内容的妥当性を検討した。

評価者が利用者視点から評価することを意識するために、可能な範囲内で評価項目の主語を「子ども一人一人は」に統一した。作成した外部評価案の関係者への面接調査の結果、職員が子ども一人一人の視点から支援を見直すことの重要性が明らかになった。また、本来保障されるべき子どもの権利保障が、生活する場所（事業所別）や障害種別、障害の程度などを配慮することによって、困難な現状が示唆された。さらに、外部評価案の作成のための専門職へのエキスパートレビューを 18 回開催し、障害児支援のサービスの実態を評価するための 5 領域（子ども一人一人を主体とした事業方針、日常的な生活、人との関わり、子どもと家族との関わり、社会との関わり）、33 評価項目とする外部評価の基礎資料を作成した。

A. 研究目的

平成 29 年度の研究の目的は、以下の 3 点である。

- ①障害児支援サービスの第三者評価に関わる既存の文献・資料の検討と整理
- ②検討した文献・資料における障害児支援サービスの第三者評価項目の内容と特徴の整理
- ③①および②の研究成果をふまえて、障害児支援サービスの実態に即した外部評価項目の内容の検討と評価項目案の提案。

なお、平成 29 年度の研究では、障害児支援サービスとして、放課後等デイサービスと（福祉型）障害児入所施設の 2 つのサービスを対象とした。

平成 30 年度の研究の目的は、平成 29 年度に実施した障害児支援サービスの第三者評価に関わる既存の文献・資料の検討と整理、その中における障害児支援サービスの第三者評価項目の内容と特徴の整理をふまえて、障害児支援サービスの実態に即した外部評価項目案の基礎資料を作成することを目的とした。

研究目的は、以下の 3 点である。

- ①国内と海外の第三者評価資料を参考に、利用者視点による外部評価項目の基礎資料案の作成
- ②作成した外部評価項目案をもとに障害児支援の事業所の関係者による気づきと障害児支援サービスによる違いの解明
- ③子どもの権利条約と障害者権利条約との突合と医療、福祉、教育の専門職に対してエキスパートレビューによる内容的妥当性の検討

B. 研究方法

平成 29 年度は、障害児支援第三者評価に関わる文献・資料の検討と整理では、放課後等デイサービスにおける第三者評価項目に関連する文献・資料と（福祉型）障害児入所施設と第三者評価に求められる観点に関する文献・資料を収集し、内容を整理した。

障害児支援サービスの外部評価項目の検討では、既存の障害児支援サービスの第三者評価項目を収集し、その内容と特徴の整理、第三者評価項目の構成と整理、組織マネジメントとサービス共通評価項目の整理、放課後等デイサービスの第三者評価項目（外部評価項目）の検討、（福祉型）障害児入所施設の第三者評価項目（外部評価項目）の検討を行った。

作成した外部評価項目に関しては、放課後等デイサービスと（福祉型）障害児入所施設の職員・関係者に対して面接調査を実施し、項目の内容的妥当性を検討した。

平成 30 年度は、国内の実態調査と海外の第三者評価資料を参考に、利用者視点による外部評価項目案を作成した。

作成した外部評価項目案による面接調査を実施し、組織マネジメントの視点から子ども視点への気づきについてはナラティブ分析を行った。事業所の種別の違いについては事例コード・マトリックス法で分析した。

子どもの権利条約と障害者権利条約と外部評価項目の基礎資料案との突合作業をそれぞれ行い、医療、福祉、教育現場の専門職から構成するエキスパートレビューによる内容的妥当性を検討した。

（倫理面への配慮）

分担研究者（小澤 温）の所属する筑波大学において、人間系研究倫理審査委員会・東京地区委員会に調査研究実施の申請を行い、承認された。

なお、この承認結果は 2019 年 3 月まで有効である。（2017 年 9 月 15 日、東 29-42 号）

C. 研究結果

1. 平成 29 年度の研究結果

(1) 障害児支援サービスの第三者評価に関わる既存の文献・資料の検討と整理

福祉サービスの第三者評価事業は、平成 9 年、厚生省（当時）において検討が始まった社会福祉基礎構造改革において、その理念を具体化する仕組みの一つとして位置づけられた。本稿では、研究課題に合致した厚生労働省・及び関係機関から発出された公文書及び会議録を収集し、第三者評価事業創設の経緯と、評価項目を作成していく上でどのような検討がなされてきたのか、時代の流れに沿って整理した。

今まで障害福祉サービスにおける第三者評価項目の作成経緯を追うことで、時代の中で徐々に変化してきたことが示された。

次に、先行研究のレビューと内容整理を行い、放課後等デイサービスの第三者評価に求められる観点に関して整理した。

具体的手続きについては、まず医中誌、CiNii

を使用して放課後デイの第三者評価に焦点化した報告（検索式「放課後等デイサービス」or「放課後デイ」and「第三者評価」）を検索したが、該当文献はなかった。そのため放課後デイと第三者評価に関する先行研究をそれぞれ検索すると共に「放課後デイに関する厚生労働省障害者総合福祉推進事業の報告書」等のインターネット上の資料を参考に、放課後デイの概要と課題、既存の第三者評価に関する課題と求められる観点について検討した。この報告書に以下の3点が示されている。

①事業所へのアンケート調査で自由記載のカテゴリー分類を行った結果、4カテゴリーに分類され、「保護者のニーズの高まり」、「基準や報酬、制度などの改善（要望）」、「放課後デイの重要性」、「放課後等デイ実施上の課題・問題点」の順に多かった。

②国保連データに基づく給付実績の分析は、事業所数と利用者数の推移について述べられている。事業所数は平成24年4月時点で2,540ヶ所であったものが平成25年4月時点で3,359ヶ所（前年比1.32倍）。利用者数についても平成24年4月時点で51,678人であったが平成25年4月時点で60,503人（前年比1.17倍）と増加している。また各都道府県別に特別支援教育対象児童生徒に対して放課後デイを利用している児童の割合を比較した結果、沖縄県(0.45)、広島県(0.45)、北海道(0.37)が多く、滋賀県(0.07)、新潟県(0.09)は利用率が低い結果であった。居宅介護や日中一時支援等の福祉サービスでの対応も考慮が必要だが地域差を認めた。

③事業所へのヒアリング調査では多様な実践について、支援内容を類型化した上で、事業所の概要、支援の内容について報告（調査対象と支援の特徴については表1-2参照）しており、事業所ごとに多様な取り組みが行われていた。行政調査については、札幌市に対するヒアリングを実施し、事業所指定の状況（指定数の推移、指定数急増の理由、参入の理由、加算の状況）、利用の状況について報告し、「参入急増による支援の質の低下という懸念」、「事業所の自助努力にだけ頼るのは限界がある」という課題と、札幌市の課題解決に向けた取り組み（「入り口での意識化（選別）」、「質の向上に向けた重層的支援体制、研修体型の構築」）についても取り上げている。

障害児入所施設に関する文献・資料は、次の手続きにより収集した。検索ワードを「障害児」、「入所施設」、「第三者評価」として医中誌およびCiNiiを使用して検索した結果、抽出された文献は1件であった。次にそれぞれの組み合わせで検索し、本研究目的に沿った文献として11件の文献を抽出した。

11件の内訳は、知的障害者福祉施設のための第三者サービス評価基準作成の試み、第三者評価の受審に関してのもの2件、第三者評価の必要性や視点、評価システムの課題、浸透や定着のための課題、医療型障害児入所施設の課題などであった。

特に、全国社会福祉協議会から出版されている雑誌「月刊福祉」では平成23年の第94巻7号「なぜ第三者評価が必要か」、平成29年第100巻3号「第三者評価と福祉サービスの質の向上」の2回にわたり第三者評価の特集が組まれている。この文献に加えて、平成27年3月と9月に厚生労働省から出された「障害者支援について」、平成27年6月に日本知的障害者福祉協会・全国知的障害関係施設長等会議から出された「今後の障害児入所施設の在り方について」、平成29年2月に社会保障審議会障害者部会から出された「平成30年に向けた障害者福祉計画および障害児福祉計画に係る基本方針の見直し」等のインターネット上の資料も参考にした。

(2)既存の障害児支援サービスの第三者評価の構成の整理

組織評価項目の開発に関する検討過程については、既存の第三者評価項目について重複・類似例を統合・整理し、ガイドラインや文献を参考にしたグループワークによって評価項目群のグループ再編や新規項目の追加を行った後、現場職員・関係者によるフォーカスグループインタビューによる内容妥当性の検討を行った。

(3)障害児支援サービスの外部評価項目の資料の検討と提案

1) 放課後等デイサービス

既存の第三者評価項目の検討では、大阪府の評価項目は全社協の項目に独自の項目を追加した形式であったため、系統的かつ多くの要素を網羅した全社協の評価項目に東京都の評価項目を統

合した後、大阪府の独自項目を統合する手続きを取った。具体的な作業としては、まず全社協により示されている福祉サービスの第三者評価（障害者・児サービス版）の評価項目・評価細目と、東京都の評価項目を対比し、類似項目を統合しながら項目群を作成した。その際、東京都独自の項目についてはそのまま項目群として残した。その後、項目群内の評価点を確認し、類似例の統合と文言の修正を行った後、評価項目群の見出し付けを行った。その際、評価点を精査し、他の評価項目群への移動を行った。

次に、組織評価項目の開発に関する検討過程について概説した。具体的手続きとしては、既存の第三者評価項目について重複・類似例を統合・整理し、ガイドラインや文献を参考にしたグループワークによって評価項目群のグループ再編や新規項目の追加を行った後、現場職員・有識者によるフォーカスグループインタビューによる内容妥当性の検討を行った。

2) (福祉型) 障害児入所施設

全社協の第三者項目は、「障害者・児福祉サービス」の一律の項目で、障害児入所施設独自の項目は存在しない。ただし、社会的養護施設として、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設等6つ事業所別に独自の項目が存在している。

大阪府も同じく障害福祉分野の一律の項目で、児童福祉分野で保育所と児童館に独自の項目が存在した。大阪府の基準項目は全社協の共通項目と同じで、内容評価基準が独自の項目で構成されている。大阪府の内容評価基準は、①利用者の尊重②日常生活支援③授産施設としての対応があり、就労に向けた取り組みを問う項目が存在している。

東京都は福祉型入所・医療型入所独自の項目が存在し、福祉型入所施設（旧知的障害児施設）のサービス分析項目は①サービス情報の提供②サービス開始・終了時の対応③個別状況に応じた計画策定・記録④サービスの実施⑤プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重⑥事業所業務の標準化であった。また、医療型入所施設（旧肢体不自由児施設）、医療型入所施設（旧重症心身障害児施設）もサービス分析項目（中項目）は福祉型と同じであった。

福祉型と医療型で異なった項目は1つで④サービスの実施の項目の中に「子どもの精神面でのケアについてさまざま取り組みを行っている」という項目が福祉型（旧知的障害児施設）のみに存在した。又、福祉型は「子どもや保護者」の表記であるのに対し医療型は「利用者及び家族」であった。

措置率が高い福祉型入所施設の外部評価に必要と考えた要素は、家庭で暮らす事ができない児童が、心身ともに健やかに養育されるよう、これまで含有がなかった社会的養育、社会的な適応の概念を加えることである。そして年齢超過の問題など社会への移行への取り組みも重要な要素と考えた。

今後の障害児支援の在り方について（報告書、2014年）で述べられた「発達支援の用語を発達上の課題を達成させていくことの他、家族支援、地域支援を包含した概念として用いる」を基本に、社会的養育・社会的適応の概念を取り込むために、全社協の児童養護施設、児童心理治療施設の内容評価基準および評価着眼点を参考にした。

放課後等デイサービス同様、全社協・東京都・大阪府の項目をグループワークにより、まとめた。まとめ方は、類似した項目を統合後、削除を行い、重複しない項目は残した。又、組織マネジメント・サービス共通項目に含まれると考えた項目も削除した。

次に、全社協の児童養護施設、児童心理治療施設の内容評価基準および評価着眼点を参考に、社会的適応に向けた支援として考えられる項目をグループワークにより加えたものをサービス種別項目の素案項目とした。

2. 平成30年度の研究成果

(1) 子ども主体とした支援の振り返り

研究協力者は、障害児支援サービスの4事業所（障害児福祉施設2、放課後デイサービス1、児童発達支援1）11名の職員に対して、これまで検討した外部評価項目の資料案に対してインタビューガイドに沿いグループでの面接調査を実施した。

職員の語りから、類性のある語りに便宜的に見出しをつけ分類した。「既存の調査との相違」「日常の自分たちの支援内容への葛藤」「事業者主体の語りから子ども主体の語り」に分類された。以

下に分析結果を示す。

評価項目を回答する経過には、これまでの調査との違和感が生じていた。それは、子ども一人一人の視点でみる、考えることへの着眼点の変容であり、既存の評価項目にはない子ども視点で支援内容を振り返る新たな経験へのインパクトと認識の変化であった。事業者主体の語りから子ども主体の語りでは、自分たちの支援を強く主張することへの是非や葛藤とともに、子ども主体で支援を顧みより本来あるべき支援とは何かを思考する過程が抽出された。一方で家族支援に関しては、その比重は子どもへの支援以上に大きいと感じ、子ども視点で家族支援を振り返ることへの困難さも示唆された。

(2) 外部評価項目の基礎資料案の実用化の検討

作成した外部評価を障害児福祉型入所施設(2カ所)、放課後等デイサービス、児童発達支援施設の計4カ所の職員11名対し予備調査として実施、その後グループでの面接調査を行った。事例コード・マトリックスの分析により3つのカテゴリーと11のコードが抽出された。

カテゴリー「難しさと課題」では、子どもの声を拾う事や子どもが、本当にはどう感じているのかを理解することの難しさや親との交流が無い場合などの家族支援の難しさが語られた。カテゴリー「評価のばらつきと差」では、評価者の立場・経験や習性、また子どもの置かれた状況によって評価のばらつきや事業所の種別の違いによる職員配置や支援の重み付けに差があるとされながらも、子ども主体の外部評価は必要な視点であり、支援の振り返りになる。また、足りないところ・弱い項目は課題になると肯定された。重症心身障害者の子どもをもつ母親のエキスパートレビューでは、「どんな重たい障害のある子どもも一人の子どもとして尊重されている」など、入れてほしいとされた項目が、外部評価の中に含有されていることを確認した。外部評価は、種別の異なる事業所でも共通に使用できることが示唆された。

(3) 子どもの権利条約と障害者権利条約と外部評価項目の基礎資料案との突合

外部評価項目の基礎資料案と障害者権利条約(31条以降除く)及び子どもの権利条約(41条以降除く)の内容を突合し、外部評価項目の基礎資

料案の内容の適合性を検討した。

障害者権利条約及び子どもの権利条約との突合を行い、障害者権利条約第3条一般原則である全8項目(固有の尊厳・個人の自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な包容、差異の尊重、機会の均等、男女の平等、施設等サービスの容易さ、障害のある児童の尊重・同一性の保持)および子どもの権利条約一般原則である全4項目(生命及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子供の意見の尊重、差別の禁止)を網羅している事が明らかになった。また、全ての項目がいずれか、もしくは複数の条約に合致することが示された。

D. 考察

(1) 障害児支援サービスの第三者評価に関わる既存の文献・資料の検討と整理

第三者評価項目ごとの評価に対しての評価基準は出来てきても、現在でもいくつかの課題が残っている。

1点目は、認証ランク付けの問題である。初期のころから意識されて研究されているものの、評価軸は多様で、評価と評価の重みづけに関しても単純に各項目を比較できないこともあり、現時点では認証ランク付けに関しては課題に残ったままである。

2点目は障害福祉サービスにおいて、内容評価基準がサービス事業別に作成されておらず、共通のものである事である。児と者ではライフステージ自体違い、支援内容は変わってくるであろう。また、同じ障害児サービスであっても放課後児童デイと入所施設では時間の幅が大きく違ってくる。生活支援のところで変わってくることもあることを考えると、サービスごとの内容評価基準について作成をしていくことが必要である。

3点目は、また、利用者から見た福祉サービスの質の本質はどういったことであるのか、といった課題である。利用者視点を入れるためにインタビューやアンケートなど様々な手法が使われているが、ほとんどは利用者から見た事業所はどういったものであるかといったものであるため、利用者自身がここにいる事で、自分自身はどうか、どう感じているのかといった視点はほとんどなく、利用者に焦点を当てた項目づくりが課題である。

「放課後デイに関する厚生労働省障害者総合福祉推進事業の報告書」等のインターネット上の資料を参考に、放課後デイの概要と課題、既存の第三者評価に関する課題と求められる観点について検討し以下の観点の必要性が示された。施設間で多様な現状では、ガイドラインに沿った評価項目を作成することで、セルフチェック機能が高まるが独自性・特色を評価する観点も必要である。第三者評価は利用者のサービス選択に必要な情報としての役割もあり、保護者ニーズに沿ったサービスを提供しているのかに関する観点も必要である。

障害児入所施設に関する文献・資料からは、平成28年度の児童福祉法の改訂で、子どもが権利主体であることが明確にされ家庭養育優先の理念が規定された。さまざまな事情で親から離れて生活せざるを得ない子どもへの環境的影響は計り知れないことも示された。家庭で生活できない障害児を、家庭に変わってどのように育てていくのか、次にどんな人生を構築してゆくのかという社会的養護機能としての視点が重要である。権利擁護の視点として、単に声をあげられない人の代弁的な機能だけでなく、その人がその人らしく自己決定し意志や思いを表現できているのか、それらを汲み取る姿勢があるのか、また努力しているのかを障害児の入所施設のサービス評価項目選定の視点とすることの必要性が示唆された。

(2) 既存の障害児支援サービスの第三者評価の構成の整理

全社協の評価項目は、系統的、包括的な項目構成と権利擁護等の観点も評価に含まれていた。評価項目数の多さが、事業者側の負担感に影響することも否めない。

東京都は、サービス種ごとの評価項目が設定されている。また、前年度との比較をする評価項目（取り組み姿勢とその成果に関する項目）がある。一方で項目数は少ないが、多角的・網羅的に捉えづらいつと考えられた。

大阪府は、全社協の項目に家族や本人のニーズに着目した利用者視点、権利擁護の観点の項目を独自に加えていた。

これらの既存の第三者評価項目の特徴をまとめると、福祉型障害児入所施設および医療型障害児入所施設の独自項目は東京都の評価だけであ

った。全社協・東京都・大阪府とも項目は事業者視点である。全社協・大阪府には就労支援の項目があるものの入所児の年齢超過の問題など次の環境に向けての移行の課題を解決に導く取り組みを含んでいるとは言い難いことが示された。東京都・大阪府には「利用者の尊重」として虐待や体罰の防止を入れ込んだ項目が存在するが、福祉型障害児入所施設の措置率が高いことを鑑みた社会的養護、あるいは、社会的適応の観点が含有されているとも言い難いことも示された。

(3) 障害児支援サービスの外部評価項目の検討と提案

作成した放課後等デイサービスおよび（福祉型）障害児入所施設外部評価の項目では、①子どもを主体とした理念・方針、②日常的な生活（生活支援）、③人・社会との関わり（地域支援）④家族との関わり（家族支援）から構成することの必要性を検討した。

①子どもを主体とした理念・方針の項目では、その施設を利用している子どもにとって、そこが「安心・安全な場所になっているのか」を問う基本理念。虐待やネグレクトがないことは前提で、思いやりや愛情を感じて生活できているかを評価する。

②日常的な生活では、子どもの日常的な生活が「豊かな暮らし」になっているかを評価する。衣食住の事柄と余暇の時間を子どもが思いどおりに使えているかを問う項目を含めた。

③人・社会との関わりは、社会的適応の概念や支援を鑑みて、子ども一人ひとりの成長や状況に応じ、社会に巣出す準備をしているか（情報の取捨選択や社会のルールを学んでいるか等）子どもが好きなことや、したいことの実現に向け支援を受ける事ができるかを問う項目を含めた。

最後に、④家族との関わりでは、子どもが家族（親）との適切な関係の構築のための支援が受けられているかを評価する。家族の面会や外出・外泊が安全に配慮され実現できるような支援や、家族にとって施設が気軽に相談出来る場所であるかなどの項目を含めた。

(4) 外部評価の基礎資料の作成

外部評価項目の基礎資料案について、障害児支援事業所の関係者への面接調査により、子ども主

体とした支援の振り返り、外部評価項目の基礎資料案の実用化の検討を行った。あわせて、子どもの権利条約と障害者権利条約と外部評価項目の基礎資料案との突合を行った。その結果、外部評価項目の基礎資料案をさらに精査して以下のような内容の基礎資料を作成した。

外部評価は障害児支援のサービスの実態を評価する5領域(①子ども一人一人を主体とした事業方針5項目、②日常的な生活7項目、③人との関わり8項目、④子どもと家族との関わり6項目、⑤社会との関わり7項目)、全33項目で構成される。

①子ども一人一人を主体とした事業方針では、ライフステージに応じた様々な体験を通し、失敗と成功を繰り返しつつ発達成長していく子どもたちが、大人の決めつけや押し付けではなく共に考え主体性を持って自己決定できる環境にあるか、多様な経験の保障と適切なアセスメントに基づく支援、そして家族や事業所職員と共に考える機会が保障されているか等について評価する。

②日常的な生活の領域は、ADL全般について子どもが主体となる生活やそのために必要な支援について問い、日常生活の中で子ども一人一人の好きなこと、ものが尊重され、障害特性に応じた配慮を受けながら社会生活能力や社会適応力が養われているかを評価する。

③人との関わりの領域は、社会の中で人と関わりながら発達成長し地域社会へと活動の場所を広げていく子どもたちに対し、コミュニケーションをとりたいという気持ちをどのように育てるか、拒否の意思を受け入れる姿勢や代替案の提示の有無コミュニケーションスキルの獲得に関する支援などを評価する。

④子どもと家族との関わりでは、子どもと家族の関係が子どもの成長発達とともに変化する点や、家族支援の内容が家族のニーズによって大きく異なる点を踏まえ、子どもを育てる親へのケアや、よりよい親子関係の構築へ向けた支援について評価する。

⑤社会との関わりでは就学前、学校生活そして地域生活へと移行するための情報提供や経験の提供、医療療養機関との連携や家族支援を含めた支援体制など地域へ巣立つための支援について評価する。

⑥作成した外部評価は子どもを主体とした、ライ

フステージとソーシャル・インクルージョンを意識した支援の振り返りが可能な項目で構成した。

今後は外部評価の実施が支援の振り返りにもたらす効果や、スーパーバイズへの活用の可能性について検討が必要である。

E. 結論

平成29年度は、障害児支援サービスの第三者評価に関わる既存の文献・資料の検討と整理、その中における障害児支援サービスの第三者評価項目の内容と特徴の整理を行うことを目的とする。さらに、この2つの研究目的の成果をふまえて、障害児支援サービスの実態に即した外部評価項目の内容を検討し提案することを目的とした。障害児支援サービスとして、放課後等デイサービスと(福祉型)障害児入所施設を対象とした。

障害児支援サービスの第三者評価に関わる文献・資料の検討の結果は既存の第三者評価項目ごとの評価に対しての評価基準は出来てきても課題があることが示された。

これらの課題をふまえて作成した放課後等デイサービスおよび(福祉型)障害児入所施設外部評価の項目では、①子どもを主体とした理念・方針、②日常的な生活(生活支援)、③人・社会との関わり(地域支援)④家族との関わり(家族支援)から構成することの必要性を提案した。

平成30年度は、外部評価項目の基礎資料案について、障害児支援事業所の関係者への面接調査により、子ども主体とした支援の振り返り、外部評価項目の基礎資料案の実用化の検討を行った。あわせて、子どもの権利条約と障害者権利条約と外部評価項目の基礎資料案との突合を行った。その結果、外部評価項目の基礎資料案をさらに精査して基礎資料を作成した。

関係者へのエキスパートレビューでは、子どもの障害や事業所の違いによる『子どもの最善の利益』について検討した。その結果、事業者が配慮すべき事項には違いはあるが、『子どもの最善の利益』は本来的には同じであるという結論を得た。その結論から、今回作成した外部評価項目の基礎資料では、事業種別や障害種別、障害の程度などに関わらず、全ての子どもに共通する評価項目として使用できることを目指した。

今後は、この外部評価項目の基礎資料が障害児支援サービスの質を評価する内容であることに

ついて検討する必要がある。

F. 研究発表

1. 論文発表

・小澤温・泉真由子・神尾陽子・竹之内章代・藤井明日香、発達障害支援をめぐる教育と医療、福祉、労働との連携、発達障害研究、40巻1号、19～30頁、2018年

・小澤温、放課後等デイサービスの展開と課題について、地域リハビリテーション、13巻10号、738～741頁、2018年

2. 学会発表

・中澤若菜、加藤翼、大塚栄子、庭野ますみ、平田真基、山本智美、関剛規、小澤温：障害児支援サービスの質を高める第三者評価項目の開発：評価項目の内容分析と検討、日本リハビリテーション連携科学学会第19回大会、2018年3月4日（横須賀）

・加藤翼、大塚栄子、庭野ますみ、平田真基、山本智美、中澤若菜、関剛規、小澤温：障害児支援サービスの質を高める第三者評価項目の開発：放課後等デイサービスを対象にして、日本リハビリテーション連携科学学会第19回大会、2018年3月4日（横須賀）

・関剛規、中澤若菜、加藤翼、大塚栄子、庭野ますみ、平田真基、山本智美、小澤温：障害児支援に関わるサービス評価（外部評価）の内容分析と評価項目の検討（その1）：外部評価完成までの経過、日本リハビリテーション連携科学学会第20回大会、2019年3月17日（豊明）

・中澤若菜、関剛規、加藤翼、大塚栄子、庭野ますみ、平田真基、山本智美、小澤温：障害児支援に関わるサービス評価（外部評価）の内容分析と評価項目の検討（その2）：子ども主体とした支援の振り返り（職員の語りから）、日本リハビリテーション連携科学学会第20回大会、2019年3月17日（豊明）

・庭野ますみ、中澤若菜、関剛規、加藤翼、大塚栄子、平田真基、山本智美、小澤温：障害児支援に関わるサービス評価（外部評価）の内容分析と評価項目の検討（その3）：外部評価の実用化に向けた検討、日本リハビリテーション連携科学学会第20回大会、2019年3月17日（豊明）

・山本智美、中澤若菜、関剛規、加藤翼、大塚栄子、庭野ますみ、平田真基、小澤温：障害児支援に関わるサービス評価（外部評価）の内容分析と評価項目の検討（その4）：外部評価と子どもの権利条約・障害者権利条約との突合、日本リハビリテーション連携科学学会第20回大会、2019年3月17日（豊明）

・加藤翼、中澤若菜、関剛規、大塚栄子、庭野ますみ、平田真基、山本智美、小澤温：障害児支援に関わるサービス評価（外部評価）の内容分析と評価項目の検討（その5）：外部評価の概要、日本リハビリテーション連携科学学会第20回大会、2019年3月17日（豊明）

G. 知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

1. 特許取得

特になし

2. 実用新案登録

特になし

3. その他

特になし